

## ⤵ PSEマークのない商品の評価損

**Q** : 今年度から、いわゆるPSEマークの付いていない電気製品等が販売できなくなりましたが、この対象となる商品の評価損は計上できるのでしょうか？

**A** : 評価損の計上は、困難であると考えられます。

### 【解説】

電気用品による事故を防止するための法律、電気用品安全法が平成13年に施行されましたが、その一部製品の経過措置期間が3月末で終了し、特定電気用品112品目のうち32品目が、また特定電気用品以外の電気用品338品目のうち227品目がPSEマークなしで販売することができないこととなりました。

これにより、PSEマークの付いていないテレビや冷蔵庫、洗濯機、電子楽器、音響機器などは、この4月1日から販売できなくなったわけですが、販売小売店にとっては、事業に与える影響が大きく、商品の評価損の計上について検討しているところもあるようですが、PSEマークが付されていない電気用品であっても、①いったんレンタルをした後で、無償譲渡を行うというような、レンタルと無償譲渡を組み合わせることによって電気用品を引き渡すことが可能であることや②事業者自身がPSEマークを表示するための事業届出等を行い、検査装置を用い自主検査によってPSEマークを表示することも可能であることから、評価損を計上することは困難であるように思われます。慎重に検討してください。

